

件名	松前町指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則
主管課	福祉課
関係課	—
改正対象	松前町指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年松前町規則第18号）
根拠法令等	児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第92号）
改正理由	(1) 根拠となる施行規則が改正されたため (2) 引用条文の誤りを直すため (3) 「平成」から新元号に改元されることによる
改正の主な内容	(1) 省令の改正により、事業者の指定申請に当たって、申請書に記載すべき事項及び添付書類に変更が生じたため、様式を改正する。 様式第1号及び様式第2号中の定款、資産状況、介護給付費等の請求及び役員に関する事項を削除 (2) 引用条文の誤りを修正する。 第2条中の支援法施行規則第34条の59と児福法施行規則第25条の26の6の条番号が入れ替わっている。 以下第3条から第5条まで同様の状態となっているため改正する。 (3) 様式中の元号を削除する。
施行日	公布の日（令和元年7月1日）
<p>【その他参考事項】</p> <p>現在指定を行っている事業者の次回の更新が令和6年3月であること、新規事業者からの開設の相談もないことから、施行日からの改正を行うこととする。</p>	